

## <地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。  
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和3年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
1,737,725千円

### 《社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費》(単位:千円)

項目	款	内容	決算額	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	5,231,324	320,423	907,847
		児童福祉事業	10,095,675	678,765	1,923,132
		生活保護事業	2,413,501	130,135	368,710
		老人福祉事業	176,888	41,621	117,922
	小計		17,917,388	1,170,944	3,317,611
社会保険	民生費	国民健康保険事業	764,969	91,875	260,309
		後期高齢者医療保険事業	1,592,158	357,670	1,013,378
	小計		2,357,127	449,545	1,273,687
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	18,618	1,851	5,246
		予防事業	390,675	100,208	283,917
		医療体制充実事業	95,212	15,177	42,999
	小計		504,505	117,236	332,162
合計		20,779,020	1,737,725	4,923,460	

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。